

使用料等のあり方に関する基本方針

令和7年6月
越谷市

目 次

1 はじめに	1
2 使用料等に対する基本的な考え方	2
(1) 受益者負担の原則	2
(2) 算定方法の明確化	2
(3) 行政サービス向上の取組	2
3 使用料等の定義	2
(1) 使用料	2
(2) 手数料	3
4 使用料等の原価の考え方	3
(1) 使用料等の算定手順	3
(2) 原価算定の対象経費	3
(3) 使用料原価計算の標準式	4
(4) 手数料原価計算の標準式	5
5 受益者負担割合の考え方	5
(1) 使用料	5
(2) 手数料	8
6 使用料等の算出式	8
(1) 使用料の場合	8
(2) 手数料の場合	8
7 使用料等の減額・免除の考え方	8
8 その他	9
(1) 使用料の割増等の考え方	9
(2) 利用時間帯及び曜日別の料金	10
(3) 駐車場使用料の考え方	10
(4) 指定管理者導入施設の利用料金制の扱い	10
(5) 一般料金とこども料金の区分設定の考え方	11
(6) 使用料等の還付	11
(7) 使用料等の激変緩和措置	11
(8) 消費税の適正転嫁	11
(9) 使用料等の見直しの周期	12
(10) 市民への周知	12

1 はじめに

市民(消費者)が日常生活を営む上で必要なモノやサービスのほとんどは、市場(しじょう)から調達できます。しかし、道路・橋梁、都市公園、地区センター・公民館などの市民生活や地域コミュニティ活動に欠くことのできない基礎的公共インフラやサービスは、そこから調達することはできません。このように、市場から供給され難い公共財・サービス(以下「財・サービス」)を提供するのが行政の役割であり、それによって、市民の日々の生活や活動が支えられています。

自治体が担う財・サービスの中には、消防、道路、橋梁のように、その利益(利用)を受ける方を特定しないものと、公共下水道、温水プール、動・植物園等のように、その利益(利用)を受けるか受けないかは自由意志であるものとがあります。

前者の場合、その受益者(利用者)は不特定多数に及ぶことから、それに要する費用(コスト)は専ら行政が全額公費で負担すべきものとし、後者の場合は、利益(利用)を受ける方と受けない方がいることから、利益(利用)を受ける方の分まで全額公費で賄うことは、利益(利用)を受けない方にとっては理解を得難いものです。

このことから、特定の財・サービスの利益を受ける方には、税負担とは別に、公共施設の利用であれば【使用料】を、各種申請書類の交付等の行政サービスの提供であれば【手数料】を、その都度、受益に見合う応分の負担を求めるなどの基本的な考え方と実務対応を体系的に示した、「使用料等のあり方に関する基本方針(以下「旧・基本方針」)」を平成17年に策定しました。また、令和元年には、社会経済情勢や本市を取り巻く環境の変化を踏まえた基本方針の全面的な見直しを行いました。

前回の見直しから5年が経過し、公共施設の老朽化による維持管理経費の増加や多様化する利用者のニーズなどに的確に対応するため、経費の削減に向けた取組を進めるとともに、行政サービスの提供に係る経費や民間における類似サービスの提供状況などを踏まえ、税で負担する「公費負担」と利用者が負担する「受益者負担」の考え方を明確にし、行政サービスを利用する方としない方との公平性を確保する必要があります。

そのため、市民の利用に供する公の施設の使用料、各種証明書の発行などの行政サービスに係る手数料に対する基本的な考え方をより明確化し、公平性と透明性を確保するとともに、増加する施設管理コストへの対応や受益者負担の適正化などの観点から本方針を改定しました。

ここに示した新たな基本方針は、市長の諮問機関である越谷市行政経営審議会の答申を踏まえ、本市における使用料又は手数料等(以下「使用料等」という。)に関するガイドライン(指針)として位置づけるものです。

本方針に基づき、使用料等の見直しを円滑に進め、行政サービスの持続的かつ効果的な提供に取り組めます。

2 使用料等に対する基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

使用料等は、特定の方が行政サービスを利用し受益関係が生じる場合、当該サービスを利用する方としない方との公平性を図るなどの理由から、利用する方からその提供に要する費用の一部負担を求めることを原則とします。

(2) 算定方法の明確化

行政サービスの利用者に適正な負担を求めるため、施設利用や役務の提供に係る費用、負担する内容など、使用料等の算定方法を明確にし、透明性を確保します。

(3) 行政サービス向上の取組

受益者負担の原則を踏まえ、事務の効率化や経費削減を図り、効率的で効果的な行政サービスの提供に努めます。また、公の施設は、市民の利用に供する目的で整備されたものであり、市民に広く開かれた施設運営が求められることから、市民の利用満足度や施設稼働率の向上を図ります。

3 使用料等の定義

地方自治法(以下「法」)において、使用料及び手数料の目的や性質等は以下のとおりです。

(1) 使用料

使用料は、行政財産の使用又は公の施設の利用に対し徴収できるものです。

(法第 225 条)

公の施設を利用することでの対価という性質を帯びています。

具体例としては、「公共下水道使用料」、「体育館使用料」、「地区センター・公民館使用料」、「行政財産使用料(土地又は建物を、電柱・電話柱等の電気通信施設の設置、あるいは自動販売機の設置として)」等多岐に及びます。

その他使用料と称するもの以外に、観覧料(児童館コスモス・プラネタリウム)、入館料(大間野町旧中村家住宅)、入園料(日本庭園花田苑、キャンベルタウン野鳥の森、アリタキ植物園)等の名称の使用料があります。

なお、徴収した使用料については、施設等の管理経費として充てています。

(2) 手数料

手数料は、地方公共団体の事務で特定の者（＝直接利益を受ける者）のためにするものに対し、徴収できるものです。（法第 227 条）

各種書類等の申請、発行、届出等に係る手数料は、特定の者（例えば、申請人）に対して提供する役務の対価（＝事務手数料等）という性質を帯びています。

具体例としては、「し尿処理手数料」、「行政手数料」等多岐に及びます。

なお、徴収した手数料については、事務経費として充てています。

4 使用料等の原価の考え方

使用料等の算定は、法律等によりその方法が定められている保育所保育料、養護老人ホーム使用料、市営住宅家賃等を除き、以下の方法に拠るものとします。

(1) 使用料等の算定手順

使用料等の算定手順は、まず、当該行政サービスに係る「原価」を算出します。

次に、その原価の何割を行政サービスの受益者に負担していただくかの「受益者負担割合」を決めて仮の単価を算出します。

最後に、近隣自治体等の類似する行政サービスの単価や市場単価などを比較考慮して、算出にあたっては具体的かつ合理的に使用料等の最終単価（※単位あたりの単価）を求めます。

●使用料等の算式

$$\text{原価} \times \text{受益者負担割合} \pm \text{近隣等比較考慮} = \text{使用料等}$$

(2) 原価算定の対象経費

原価に含める経費は、人に係る経費（人件費）、モノに係る経費（物件費）、その他の経費（減価償却費等）に係る経費とします。

また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の決算額を上記に準じて用いることとします。

【対象経費】

種 別	内 容	
施設の管理運営に係る経費	人に係る経費 (人件費)	人件費の平均額に人工(にんく:当該サービスの事務を担当する職員の当該事務に費やす事務量のことで、当該職員の年間の総事務量の何%を占めるか)を乗じる。
	モノに係る経費 (物件費)	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、施設・設備の保守点検委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費など、通常の施設の管理運営に係る費用
	その他の経費 (減価償却費)	建物等の減価償却費の当該年度分 ※減価償却費を算入する場合は、市民への影響を配慮するとともに、事務の煩雑を避けるなどの理由から、施設、設備(償却資産)ともに取得価額を1千万円以上とする。
施設の建設(取得)に係る経費	公の施設の建設(取得)に要した経費	

【対象外経費】

種 別	内 容
施設の用地	施設の用地としての土地は、使用することで劣化や減価を来すものではないため、用地の取得費は経費に含めないものとする。
災害等により要した経費	災害等により生じた災害の復旧や避難所としての活用など、公の施設本来の設置目的と異なる一時的な経費

(3) 使用料原価計算の標準式

①貸室の場合

地区センター・公民館、市民会館等における会議室の貸出しなど、一定のスペースを提供する施設は、次のとおり算出します。

$$\begin{aligned}
 & (\text{人に係る経費} + \text{モノに係る経費} + \text{その他の経費}) \div \text{当該施設の延床面積} \div \text{年間供用時間} \times \text{貸付面積} \times \text{貸付時間} \\
 & = \text{使用料原価}(\text{円} / \text{m}^2 \cdot \text{時間}) + \text{消費税負担分}
 \end{aligned}$$

②個人利用の場合

温水プールや動・植物園、観光施設等の不特定多数の個人が利用する施設は、次のとおり算出します。

$$(\text{人に係る経費} + \text{モノに係る経費} + \text{その他の経費}) \div \text{年間利用者数} \\ (*\text{直近3ヵ年の平均値}) = \text{使用料原価}(\text{円}/\text{人}) + \text{消費税負担分}$$

(4) 手数料原価計算の標準式

手数料については、次のとおり算出します。

$$(\text{1分間当たりの職員人件費} \times \text{処理時間}) + (\text{その他の費用} \div \text{処理件数}) \\ = \text{手数料原価}(\text{円}/\text{件})$$

5 受益者負担割合の考え方

(1) 使用料

施設の性質別分類と受益者負担割合は、以下に示す縦・横二つの判断軸の相関性によって決定します。すなわち、「民間施設の代替性」と「市民生活における必要性」の程度の両面から判断して受益者負担割合を決定します。

① 民間施設の代替性

縦軸の「民間施設の代替性」とは、市側の原理で、当該施設の「民間による施設提供の代替性の程度」(高～低)を判断します。

判断の程度	性質
高  低	民間においても同種・類似のサービスが提供される施設
	民間においては同種・類似のサービスの提供がない又は少ない施設

② 市民生活における必需性

横軸の「市民生活における必需性」とは、利用者側の原理で、当該施設の「日常生活における必需性の程度」(高～低)を判断します。

判断の程度	高  低	
性質	・日常生活において、ほとんどの市民に必要とされる施設 ・世代等に関係なく、広く市民に必要とされる施設	・生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするための施設 ・個人の意思で選択的に利用する施設

③ 施設の性質別分類

高 ↑ 民間施設の代替性 ↓ 低	第Ⅲ類 受益者負担率 75% 日常生活においてほとんどの市民が必要とする施設で、民間でも類似サービスの提供が可能な施設	第Ⅰ類 受益者負担率 100% 生活や余暇をより快適で潤いのあるものにし、個人の選択で利用される施設で、民間でも類似サービスの提供が可能な施設
	第Ⅳ類 受益者負担率 50% 日常生活においてほとんどの市民が必要とする施設で、民間では類似サービスの提供がない又は少ない施設	第Ⅱ類 受益者負担率 75% 生活や余暇をより快適で潤いのあるものにし、個人の選択で利用される施設で、民間では類似サービスの提供がない又は少ない施設

高

←

市民生活における必要性

→

低

施設の振分け	第Ⅲ類 コミュニティセンター	第Ⅰ類 温水プール・トレーニングルーム、越谷駅東口駐車場、庭球場、相撲場、児童館
	第Ⅳ類 地区センター・公民館、交流館、市民活動支援センター、男女共同参画支援センター、旧中村家住宅、老人福祉センター、市民会館、科学技術体験センター・ミラクル	第Ⅱ類 サッカー場、野鳥の森、アリタキ植物園、能楽堂、花田苑、総合体育館、地域体育館、ソフトボール場、弓道場、洋弓場、しらこぼと運動公園競技場、野球場、総合公園多目的運動場

※この表にない施設又は新規施設については、この表を踏まえ受益者負担割合を設定する。

(2) 手数料

手数料は、特定の者に対して提供する役務の対価という性質から、受益者負担割合は原則 100%とします。

6 使用料等の算出式

原価計算の標準式の使用料については、その原価に施設の性質ごとの受益者負担割合等を、また、手数料についても受益者負担割合等をそれぞれ加味した使用料等は、次の式によります。

(1) 使用料の場合

使用料原価×受益者負担割合±近隣等比較考慮＝**使用料**(円／㎡・時間)

・会議室の貸出しなど、1㎡・1時間当たりの使用料から1室の使用料を算定した場合

●使用料の計算例(50㎡の会議室を2時間借りた場合の使用料)

使用料原価 300 円×受益者負担割合(第Ⅳ類)50%＋近隣等比較考慮(+50 円)＝**200 円**(使用料)

・温水プールの利用など、1人あたりの使用料を算出した場合

●使用料の計算例(1人あたりの使用料)

使用料原価 600 円×受益者負担割合(第Ⅰ類)100%－近隣等比較考慮(－200 円)＝**400 円**(使用料)

(2) 手数料の場合

手数料原価×受益者負担割合±近隣等比較考慮＝**手数料**(円／件)

・処理時間から1件当たりの手数料を算定するもの

●手数料の計算例(証明書等の手数料)

手数料原価 340 円×受益者負担割合 100%－近隣等比較考慮(－240 円)＝**100 円**(手数料)

7 使用料等の減額・免除の考え方

使用料等は、個別の行政サービスの受益者に一定の負担を求めるものであることから、基本的には全ての受益者に対して等しく扱うことが原則であり、減額や免除(以下「減免」)の措置はあくまでも例外の措置と言えます。

特に免除は、受益者負担を全く求めない、換言すれば全額公費で負担することになることから、受益がありながら負担を求めないことが、法令等で規定されているものや、広く社会的に受け入れられるものに限るものとします。

このことから、減免は以下の事由が考えられます。

考えられる減免事由

- 1号 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため利用する場合
- 2号 市の執行機関又は当該施設を管理する指定管理者が本来の業務遂行のため利用する場合
- 3号 市が1号に規定する団体に準ずると認める団体が公用若しくは公共用又は公益事業の目的で利用する場合
- 4号 生活保護を受けている者もしくは準ずる場合
- 5号 自然災害等により多大な経済的損失を受けたと市が認めた場合
- 6号 障害者基本法又は越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例に規定する障がい者、その介護者又は障害者団体が利用する場合
- 7号 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合

施設の設置管理に係る規程は、この基本方針の考え方に基づき、減免事由の設定に際しては、施設間で著しく不統一・不均衡にならないよう、適切なものとします。また、運用にあたっては、同様に取扱うこととします。

8 その他

(1) 使用料の割増等の考え方

① 市外の方の利用

市外の方の施設利用に対して、正規の使用料を割増しする考え方があります。これは、施設の建設費等に本市の市税や市債等の市費が投じられていること、また、市民に施設の優先利用を確保することなどにあります。この場合、市外の方との単価の差は常識的な範囲でなければなりません。具体的には、埼玉県東南部5市1町(越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町)間で同一料金を認めている場合を除き、市民と市外の方の使用料の格差の幅は、施設の数や性質、使用料の性質等によっても異なることから、原則として2倍の範囲内で妥当な率とします。

② 入場料等を徴収するものの利用

施設利用者(申請者)が二次的利用者(客等)から入場料、聴視料、受講料

等の名目で金銭を徴収する場合に、正規の使用料に割増しをする考え方があります。これは、施設利用者が営利目的で公の施設を利用することについて、公の施設の目的外利用として、通常の目的利用と格差をつける意味から妥当とします。ただし、「〇〇講座」の材料費の実費として金銭を徴収する場合はこの限りではありません。

③ フィルムコミッションを目的とするものの利用

公の施設を企業のCMやドラマ等の撮影に利用する場合は、基本的には行政財産の目的外利用として、条例等に基づいた扱いとします。

④ 超高齢社会における高齢者負担のあり方

これまで、一人の高齢者を経済的に支える世代は複数人いましたが、今後は高齢者人口が増え続けることで、高齢者層とそれを支える世代の層に大きな変化が生じます。すでに、本市においても超高齢社会(65 歳以上の人口の割合が21%を超過した状態)が到来しています。

そうした時代にあっては、既定・既存の“モノ”の考え方や社会全体の様々なシステムに変化・変革を来たしてくるものと考えます。

高齢者福祉のあるべき姿や高齢者に対する使用料等の負担のあり方について、負担の公平性や財政の視点等から、今後も注視していきます。

(2) 利用時間帯及び曜日別の料金

時間帯及び曜日による使用料の設定については、施設の利用状況や特性を踏まえ、料金に格差を設けることが適切とされる場合には、必要に応じて料金を設定できるものとします。

(3) 駐車場使用料の考え方

公の施設の駐車場については、施設利用者の利便性の向上に資するため設置してきたが、ほとんどが無料となっている。一方、駐車場の維持管理には経費がかかっていることなど、特定の受益があることから、受益者負担の原則に基づき、各施設の設置目的に応じ有料化に向けて検討することとします。また、使用料については、近隣の駐車場料金や車両の使用抑制などを勘案し、利用者に過度の負担とならないように設定することとします。なお、駐車場を民間事業者に貸付け、コインパーキング化する場合も同様とします。

(4) 指定管理者導入施設の利用料金制の扱い

指定管理者が公の施設を管理している場合で、利用料金制(公の施設の利用

に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受すること。)を導入するに当たっては、本方針に沿って使用料等を検討することになります。

(5) 一般料金とこども料金の区分設定の考え方

使用料等を一般料金とこども料金の別、こども料金を更に就学前後、児童・生徒別に格差を設ける考えがあります。これは、使用料等はサービスの受益の対価として徴収するものであることから、その受益感が感じ取れることができていなければなりません。したがって、仮に幼児、小学生、中学生、高校生の別に使用料等を設ける場合、それぞれに合理的説明がつく限りにおいて認められるものとしします。

(6) 使用料等の還付

施設の使用前に納付した使用料等は、施設使用の安易な予約行為(又はキャンセル)を防止するため原則として還付しません。

ただし、施設利用当日までの間に以下の事由が生じた場合には、予納した使用料等の全部又は一部を還付することができるものとしします。

- ① 施設ごとに定めた還付条件に従って還付手続を行う場合
- ② 施設利用中の発災(火災や地震等)により、施設の利用が満足に果たせないものと市が判断した場合
- ③ その他、還付することが適当であると市又は指定管理者が判断した場合

なお、②及び③の事由の場合、還付の判断、還付金の額及び還付の方法等は、施設を所管する部署等が利用者の利益に立って、適宜・的確に対応することとします。

(7) 使用料等の激変緩和措置

使用料等を見直した結果、引上げ幅が1.5倍を超える場合、公共料金としての安定性や市民生活に与える影響等を考慮して、引き上げの幅は、概ね1.5倍とします。

(8) 消費税の適正転嫁

消費税は、資産の譲渡等の対価に転嫁することで最終的に消費者が負担する間接税です。その税収は、国と地方の財政を大きく支えています。

市民に提供する行政サービスには、民間事業者と同様に仕入れ(経費)が伴い、その仕入れには消費税が入り込んでいるものです。

例えば、公共施設の場合には建設費のほか修繕費、備品購入費、光熱水費などに、各種証明書の発行の場合には、証明用紙代や印字インク代といったものの中に、消費税が含まれています。

施設管理に係る委託料や指定管理料にも当然、消費税分を別途上乗せして支払っています。

このように、対象経費の中には消費税が内在していることから、使用料や手数料の算出にあたっては、消費税分を適切に反映させないと、結果として歳出を膨らませることになるばかりか、消費税分を市税等で負担するということになり、当該行政サービスの利益を受けていない市民も(間接的に)負担させられるということです。ですから「受益者負担の原則」の考え方が失われます。

したがって、消費税の課税対象となる経費には、相応の消費税分を適正に転嫁するものとします。

(9) 使用料等の見直しの周期

モノに係る経費が変動する以上、経費等が根拠となる使用料等も不変ではありません。コストの変化を常に捉えて、適時・的確な見直しが求められます。その際、使用料等は公共料金であることから、一定期間の安定性というものが求められます。また、見直しに要する調査・調整等の作業期間、更には行政改革の取組期間(5年間)等を考慮して、使用料等の見直し作業の周期を、原則として5年ごとに行うことを適当とします。ただし、法令の規定や基準、計画等で改定の周期が定められている場合や社会経済情勢の変化に対応する場合などについては、その限りではありません。

見直しの結果において、使用料等の改定の必要があると判断した場合には、必要に応じて審議会等に対して十分な説明責任を経て、速やかな措置をとることとします。

(10) 市民への周知

使用料等の改定に当たっては、十分な周知期間を設け、ホームページ等による積極的な周知を図り、円滑な改定が実施されるよう努めます。

